

余暇ツーリズム学会会則

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 本会は、余暇ツーリズム学会 (The Association for Leisure and Tourism Studies) と称する。

(本部事務所)

第2条 本会の本部事務所は、東洋大学国際観光学部佐々木一彰研究室内(東京都文京区白山5-28-20)に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、余暇、ツーリズムに関する学術の進歩および普及を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事業を行う。

- 一 会員の研究促進を目的とする全国大会等の研究会の開催
 - 二 講演会および講習会の開催
 - 三 会員の研究業績その他を掲載する機関誌の発行
 - 四 本会の活動状況を会員に報告する各種広報活動
 - 五 調査および視察会の実施
 - 六 国際交流の促進
 - 七 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会の事業年度は、4月1日を開始日として翌年3月31日までとする。

第3章 組織と運営

(会員および入会)

第5条 本会の会員は、以下の各号により構成される。

- 一 正会員は、余暇ツーリズムの研究に従事する者(大学院博士後期課程に在籍する者を含む)および余暇ツーリズムに関連する業務に従事する者とする。
 - 二 準会員は、余暇ツーリズムの研究に従事する大学院博士前期課程に在籍する者とする。
 - 三 賛助会員は、本会の事業に理解を示し、財政的援助をする者とする。
- 2 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、申込様式に所定の事項を記入し、正会員1名の推薦を得て、理事会の審議を受けるものとする。ただし、正会員(大学院博士後期課程に在籍する者)および準会員として入会を希望する者は、大学院に在籍していることを証する書類を提出するものとする。
- 3 前項に定める手続きを経て、第17条第3項の定めにもとづき本会への入会を認められた者は、第25条第1項および第2項の定めにもとづき、当該年度の年会費の納入を本会が確認した時に正式な会員となることとする。

(会員の権利)

第6条 会員は、本会の運営・企画する全ての事業に参加することができ、本会の編集出版物の配布を受けることができる。

(役員)

第7条 本会は、事業運営をするために、以下の各号に定める役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名以内
- 三 常任理事 5名以内
- 四 理事 15名以内
- 五 監事 2名以内

(理事および監事の選出および任務)

第8条 理事は、会員総会において正会員の中からこれを選出し、本会の事業運営の執行にあたる。

- 2 理事会は、会員総会において理事の候補者を推薦することができる。
- 3 監事は、会員総会において理事を除く正会員の中からこれを選出し、会計および会務を監査する。

(会長、副会長および常任理事の選出および任務)

第9条 会長、副会長および常任理事は、理事の互選によって選出される。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にはこれを代理する。
- 4 常任理事は、第 4 条に掲げられた会務を分担し執行する。

(理事および監事の任期)

- 第 10 条 理事の任期は 3 年とし、原則として選出した会員総会が開催される全国大会終了の翌日より次期改選年度の全国大会当日までとする。また、理事の再任は、これを妨げないが 2 期 6 年を限度とする。
- 2 監事の任期は 3 年とし、原則として選出した会員総会が開催される全国大会終了の翌日より次期改選年度の全国大会当日までとする。また、監事の再任は、これを妨げないが 2 期 6 年を限度とする。

(名誉会員ならびに会員の表彰および慶弔)

- 第 11 条 本会は、本会の発展に貢献した理事経験者および有識者の中から名誉会員を任じることができる。
- 2 名誉会員は、会長または副会長の推薦を得て、理事会が審議し、その就任を決定する。
 - 3 名誉会員は、本会の正会員と同等の権利および義務を有する。
 - 4 名誉会員は、会長の諮問に応じ、理事会等に出席し会務等について助言することができる。
 - 5 名誉会員の任期の定めはなく、本人が辞意を表明するまで職務を遂行する。ただし、会員総会の決議をもって解任することができる。
 - 6 本会の発展に多大な貢献があったと認められる者は、理事会の承認をもってこれを表彰することができる。

(会員総会の構成と開催方法)

- 第 12 条 会員総会は、正会員をもってこれを構成し、正会員は議決権 1 を有する。本会の組織と運営および会則に関する最終決定は会員総会の決定による。
- 2 会員総会は、定例総会および臨時総会とし、会長がこれを招集する。
 - 3 定例総会は、毎年 1 回、全国大会期間中にこれを開催する。
 - 4 理事の過半数または正会員数の 3 分の 1 以上の開催要求がある時、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(会員総会の議決)

- 第 13 条 会員総会は、総会が行われる日の正会員数の 5 分の 1 以上の議決権によって成立し、議案成立には出席した正会員の過半数の同意を必要とする。

(会員総会の審議事項)

- 第 14 条 会員総会の審議事項は、以下の各号に定めるとおりとする。
- 一 年次事業報告
 - 二 年次会計報告および会計監査報告
 - 三 全国大会の開催に関する事項
 - 四 役員改選年度においては役員の選出に関する事項
 - 五 その他

(議案提出の手続)

- 第 15 条 正会員は、会員総会に議案を提出することができる。その際、原則として予め議案を理事会に提出するものとする。ただし、緊急議案はこの限りではない。

(理事会および常任理事会)

- 第 16 条 理事会は会長、副会長、常任理事、理事、監事により構成する。理事会は会長が招集する。ただし、理事の過半数の要請で理事会を招集することができる。なお、監事に議決権はない。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監事により構成する。常任理事会は会長が招集する。ただし、常任理事の過半数の要請で常任理事会を招集することができる。なお、監事に議決権はない。
 - 3 次期理事会構成員を選出した場合には、会長は、理事会構成員に次期理事会構成員等を加え、新旧引継理事会を開催することができる。

(理事会および常任理事会の任務)

- 第 17 条 理事会および常任理事会は、第 3 条の目的に基づき、第 4 条に掲げた事業を分担し、遂行する。
- 2 理事会は、各年度第 1 回の会合において、当該年度の年次事業計画案および年次予算案を決定する。
 - 3 理事会は、前二項のほか、第 5 条第 2 項に規定する入会、第 11 条第 2 項に規定する就任、および、第 23 条第 1 項および第 2 項に規定する退会および除名、ならびに本会の運営上必要と認められる事項について審議し、決定する。

(全国大会準備委員会)

- 第 18 条 全国大会準備委員会(以下、準備委員会という。)は、全国大会開催地の個人もしくは団体が理事会の承認を得て、これを設けるものとする。
- 2 準備委員会は、大会運営計画書を理事会に提出して承認を得るものとする。
 - 3 準備委員会は、必要に応じ、理事会の承認によって活動資金等の補助を受けることができる。なお、補助の額は別表 2 のとおりとする。

(委員会)

第 19 条 委員会は、会務運営の必要に応じ理事会の承認をもって、これを設置することができる。

(会計担当理事)

第 20 条 会計担当の理事は、会長の指名により、理事の中より若干人をこれに任じるものとする。

(地方支部)

第 21 条 地方支部は、3 名以上の本会正会員の求めによって、理事会の承認を得て、これを設置することができる。

- 2 地方支部は、本会会員により構成され、本会会員の研究促進に資することを主たる目的とする。
- 3 地方支部の長には、地方支部該当地域に本務地を置く本会正会員が、地方支部該当地域に本務地を置く本会正会員により推薦され、理事会の承認を得て就任する。
- 4 地方支部は、それぞれ本会正会員から選出された副部長および事務局を設置する。
- 5 研究会等の開催に際しては、理事会の承認を得ることとし、開催後は遅滞なく開催報告を理事会に提出する。
- 6 地方支部は、経理の状況について、年度末に決算状況を遅滞なく理事会に報告する。
- 7 地方支部は、活動の実態に応じ、理事会の承認によって活動資金等の補助を受けることができる。なお、補助の額は別表 2 のとおりとする。
- 8 地方支部の解散に際しては、地方支部の長が会長にその旨を申し出るものとし、会長は理事会の議決を経て解散を承認するものとする。

(研究分野部会)

第 22 条 研究分野部会は、3 名以上の本会正会員の求めによって、理事会の承認を得て、これを設置することができる。

- 2 研究分野部会は、本会会員により構成され、本会会員の研究促進に資することを主たる目的とする。
- 3 研究分野部会の長には、当該研究分野部会に属する本会正会員が、当該研究分野部会に属する本会正会員により推薦され、理事会の承認を得て就任する。
- 4 研究分野部会は、それぞれ本会正会員から選出された副部長および事務局を設置する。
- 5 研究会等の開催に際しては、理事会の承認を得ることとし、開催後は遅滞なく開催報告を理事会に提出する。
- 6 研究分野部会は、経理の状況について、年度末に決算状況を遅滞なく理事会に報告する。
- 7 研究分野部会は、活動の実態に応じ、理事会の承認によって活動資金等の補助を受けることができる。なお、補助の額は別表 2 のとおりとする。
- 8 研究分野部会の解散に際しては、研究分野部会の長が会長にその旨を申し出るものとし、会長は理事会の議決を経て解散を承認するものとする。

(退会および除名)

第 23 条 会員は、以下の各号に該当する場合、退会となる。

- 一 退会を希望するとき
 - 二 会費を 3 年以上滞納したとき
 - 三 死亡の届け出があったとき
 - 四 本会の名誉を著しく傷付け、もしくは本会の運営を妨げる等の行為を行ったとき
- 2 理事会は、前項第四号に該当する者に反省の態度がなく退会後も同様の行為を行った場合、その者に対し除名を勧告することができる。除名の勧告を受けた者が勧告の日より 30 日以内に抗弁しない場合は、退会の日の前日に遡って除名となる。
 - 3 本会は、本会の発展に貢献した理事経験者および有識者の死亡に際して、会長または副会長の判断により、本会名義による弔電を送ることができる。

第 4 章 会計

(経費)

第 24 条 本会の経費は、会費、寄付、補助金等によって支弁する。

(会費)

第25条 会員は、所定の年会費を納めるものとする。なお、年会費の額は別表1のとおりとし、名誉会員は理事会の承認によって会費の減免を受けることができる。

- 2 正会員、準会員、および賛助会員は、当該年度の会費を12月末までに納入するものとする。
- 3 正会員(大学院博士後期課程に在籍する者)および準会員は、年度の初めに大学院に在籍していることを証する書類を提出するものとする。
- 4 会費の金額の変更は、会員総会の決議を要する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日を開始日として翌年3月31日までとする。

第5章 付則

(諸規定)

第27条 本会則の施行に必要な諸規定は、別にこれを定める。

(経過措置)

第28条 他の学術団体等との合併等に際しての経過措置として、合併等のあった日より1年以内に限り、会員の身分等に関する規定を合併相手の学術団体等の規定を準用することができる。

- 2 組織と運営に関する規定は、本会および合併相手等の双方の理事会等の承認によって、合併等のあった日より1年以内に限り弾力的な運営を行うことができる。

(会則の変更)

第29条 この会則は、理事会および会員総会において、出席議決権の3分の2以上の賛成を得なければ変更できない。

(附則)

この会則は2012年6月30日より施行する。

この会則は2014年9月13日より施行する。

2014年9月13日 第2条 本部事務所の改訂
(同上) 第7条 役員定数の改訂

この会則は2016年9月24日より施行する。

2016年9月24日 第2条 本部事務所の改訂
(同上) 第12条 誤字修正
(同上) 第16条 誤字修正
(同上) 第22条 弔電事項を追加
(同上) 第28条 会則の変更を追加

この会則は2017年10月28日より施行する。

2017年10月28日 第5条 入会を第2項に追加
(同上) 第10条 誤字修正、役員任期を改訂
(同上) 第11条 誤字修正
(同上) 第12条 定例総会の開催時期を明記
(同上) 第14条 会員総会審議事項を追加
(同上) 第15条 誤字修正
(同上) 第16条 新田引継理事会を第3項に追加
(同上) 第17条 入退会等の審議を第2項に追加
(同上) 第22条 研究分野部会の条を追加
(以下、条番号を加算修正)
(同上) 第23条 誤字、誤表現の修正
(同上) 第25条 入会金を廃止
(同上) - 別表1、別表2を追加

この会則は2018年10月6日より施行する。

2018年10月6日 第4条 条文および第五号字句修正、号数番号を漢数字に修正
第5条 第1項第二号字句修正、号数番号を漢数字に修正
第7条 条文字句修正、号数番号を漢数字に修正、
第二号ないし第五号に定める役員の定数削減
第8条 監事の選出および任務を第2項に移動
第9条 第1項条文字句修正
第10条 役員を理事と監事に分け、第1項で理事の、第2項で監事の任期を規定
第11条 第1項の名誉会員の権利、義務を一部修正し第3項へ移動、
第2項を追加し、以降項番号を繰り下げ
第12条 第2項の字句修正
第14条 条文字句修正、号数番号を漢数字に修正、
第三号および第四号を削除し、号番号を繰り上げ
第16条 第3項字句修正
第17条 第2項を追加し、以降項番号を繰り下げ、第3項字句修正
第19条 字句修正
第22条 第2項字句修正
第23条 第1項および第2項字句修正
第26条 字句修正

この会則は2020年11月15日より施行する。ただし、第5条第1項第二号の規定は、2020年11月14日の時点において学部等に在籍する者については、卒業または退学するまで準会員であるとみなして改訂前の規定を適用する。また、別表1は2020年4月1日より施行する。

2020年11月14日 第1条 読点追加
第2条 本部事務所の改訂
第3条 読点追加
第4条 読点追加
第5条 第1項読点追加、同項第一号の条文表記修正

	同項第二号の条文表記修正および準会員から学部生を削除、同項第三号の字句修正、第3項を追加し入会時を明記
第6条	読点追加
第7条	第1項に読点追加、第2項を削除
第8条	第1項の理事の選出を会員総会でを行うことを明記、第2項を追加し、理事会が理事候補者を推薦可能と規定、旧第2項を第3項に繰り下げ、監事の選出を会員総会でを行うことを明記
第9条	第1項、第2項、第3項および第4項に読点追加
第10条	第1項の理事の任期を2年から3年とし、条文表記修正、第2項の漢字の任期を2年から3年年、条文表記修正
第11条	第1項ないし第3項ならびに第5項および第6講の字句修正
第12条	第1項ないし第3項の字句修正
第13条	読点追加
第14条	読点追加
第15条	字句修正
第16条	第1項および第2項の字句修正
第17条	第1項および第3項の字句修正
第18条	第1項ないし第3項の字句修正
第19条	字句修正
第20条	条文表記修正
第21条	第1項の条文表記修正、第2項および第3項に読点追加
第22条	第1項の条文表記修正、第2項および第3項の字句修正
第23条	第1項に読点追加、第2項および第3項の字句修正
第25条	第1項に読点追加、第2項および第3項の字句修正
第26条	読点追加
第27条	字句修正
第29条	条文表記修正
附則	附則の見出しを追加、附則を追加
別表	大学院生の正会員および準会員の年会費を改訂

この会則は 2021 年 10 月 31 日より施行する。

2021年10月31日	第2条	本部事務所の所在地を追加
	第4条	第2項を追加し事業年度を明記
	第5条	第1項第一号の字句修正、第2項の字句修正および正会員(大学院博士後期課程に在籍する者)および準会員として入会を希望する者は、大学院に在籍していることを証する書類の提出を要する旨を明記
	第21条	第1項に字句追加、第2項を追加し主たる目的を明記、第3項の条文表記修正、第4項を追加し副支部長と事務局の設置を明記、第5項を追加し研究会等の開催等を明記、第6項を追加し経理の状況の報告を明記、第8条を追加し解散を明記
	第22条	第1項に字句追加、第2項を追加し主たる目的を明記、第3項の条文表記修正、第4項を追加し副支部長と事務局の設置を明記、第5項を追加し研究会等の開催等を明記、第6項を追加し経理の状況の報告を明記、第8条を追加し解散を明記
	第25条	第3項を追加し正会員(大学院博士後期課程に在籍する者)および準会員である者は、大学院に在籍していることを証する書類の提出を要する旨を明記

別表

別表 1 年会費の額

正会員	8,000 円
正会員で大学院博士後期課程に在籍する者	3,000 円
準会員	2,000 円
賛助会員	1 口 1 万円とし 2 口以上

別表 2 活動資金等の補助の額

大会準備委員会	一会計年度あたり	100,000 円
地方支部	一会計年度あたり	30,000 円
研究分野部会	一会計年度あたり	10,000 円

以上